

横浜市
小児医療費助成制度
現物給付の手引き
(医療機関用)
令和5年8月診療・調剤分以降

令和5年6月1日

横浜市健康福祉局医療援助課

横浜市の請求支払の概要

横浜市では、令和5年8月1日の診療分から、所得制限及び一部負担金をなくしました。
原則として、0歳から中学3年生までの、横浜市内に住所があり健康保険に加入している全てのお子さまが助成の対象となり、保険診療分の一部負担金全額を助成します。

1 通院の助成内容

施術1回につき、次の金額を助成します。

(1) 保険給付対象の一部負担金額

入院時食事療養費標準負担額及び入院時生活療養費標準負担額は助成対象外です。

(2) 公費負担医療に対する一部負担金額

公費負担医療の適用後の自己負担額

2 対象医療機関等

県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

3 診療報酬請求書の請求先

社保併用分・・・社会保険診療報酬支払基金

国保併用分・・・神奈川県国民健康保険団体連合会

4 支払方法

診療報酬等と合算して指定された口座に振り込みます。

請求要領

1 請求方法

公費負担医療に準じた請求とします。

2 公費負担者番号について

法別番号を「81」とし、以下のとおりとしています。

令和5年8月1日から一部負担金のある医療証がなくなりますので、令和5年8月診療分からは一部負担金ありの公費負担者番号は使用しません。

【公費負担者番号（令和5年8月診療分～）】

	一部負担なし	一部負担あり		一部負担なし	一部負担あり
鶴見区	81144016	81144511	金沢区	81144107	81144602
神奈川区	81144024	81144529	港北区	81144115	81144610
西区	81144032	81144537	緑区	81144123	81144628
中区	81144040	81144545	青葉区	81144172	81144677
南区	81144057	81144552	都筑区	81144180	81144685
港南区	81144065	81144560	泉区	81144164	81144669
保土ヶ谷区	81144073	81144578	栄区	81144156	81144651
旭区	81144081	81144586	戸塚区	81144131	81144636
磯子区	81144099	81144594	瀬谷区	81144149	81144644

※横浜市請求コードは、従前のおり「81144008」となります。

3 レセプト等の作成については、診療報酬請求書の請求先へお問い合わせください。

社保併用分・・・社会保険診療報酬支払基金

国保併用分・・・神奈川県国民健康保険団体連合会

(乳) 医療証様式

1. 横浜市医療証

令和5年8月1日から、すべての小児医療証の自己負担上限額は「0円」のものになります。

一部負担なし

横浜市(乳)医療証										
公費負担者番号		8	1	1	1	4	※	※	※	
受給者番号		1	2	3	4	△	△	△		
対象小児	住所									
	氏名									
	生年月日									性別
有効期間										
自己負担上限額 (一部負担金)		0円								
発行者		横浜市 市長								
発行区課		〇〇区保険年金課							印	
交付年月日										

自己負担上限額 (一部負担金)	0円
--------------------	----

令和5年8月からは一部負担金が「0円」になっています